

## 社会福祉法人植木会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人植木会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び第三者委員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (役員報酬の総額)

第3条 役員報酬の総額は、年間1,980,000円とする。

### (理事報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する社会福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

### (監事報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

### (評議員報酬)

第6条 評議員は無報酬とする。

### (理事会及び評議員会への出席に係る交通費の弁償)

第7条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員及び役員が評議員会に出席したときは、別表2により交通費を弁償することができる。

### (第三者委員会への出席に係る交通費の弁償)

第8条 第三者委員が、入所判定会議・苦情委員会及び事故対策会議いずれか若しくはすべてに出席したときは、別表3により交通費を弁償することができる。

### (評議員選任解任委員会への出席に係る交通費の弁償)

第9条 第三者委員及び監事が、評議員選任解任委員会に出席したときは、別表3により交通費を弁償することができる。

第10条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

### (改正)

第11条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければ

ならない。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条及び第 5 条関係）

名 称	報酬額
理事長業務報酬等	7, 5 0 0 円
理事業務報酬等	5, 0 0 0 円
監事監査指導報酬等	8, 0 0 0 円

別表 2（第 3 条関係）

名 称	弁償額
理事会出席等	3, 0 0 0 円
評議員会出席等	3, 0 0 0 円

別表 3（第 8 条関係及び第 9 条関係）

名 称	弁償額
第三者委員出席等	3, 0 0 0 円
評議員選任解任委員会出席等	3, 0 0 0 円